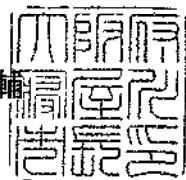




財 財 第 1635 号  
令和 3 年 3 月 23 日

寝屋川市議会議長 北川光昭 様

寝屋川市長 広瀬慶輔



## 再議書

令和 3 年 3 月市議会定例会において、令和 3 年 3 月 22 日に修正議決された「議案第 20 号 令和 3 年度寝屋川市一般会計予算」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第 176 条第 1 項の規定に基づき、再議に付する。

### 理由

当該修正議決は、令和 3 年度寝屋川市一般会計予算案、歳出、2 款 総務費、7 項 市民生活費（1 目 市民生活総務費の会計年度任用職員に係る人件費等）82,409 千円を減額するものであるところ、次の点において異議がある。

(1) 令和 2 年度当初に、窓口専門職員（会計年度任用職員）12 人の採用を行い、市民サービス部に配置したが、その際には、同時に、再任用職員や非正規職員（合計 12 人）を削減した。

したがって、窓口専門職員の配置により、市民サービス部における職員数が増員になったという事実は無い。

(2) また、令和 3 年度当初には、当該窓口専門職員 12 人のうち 8 人について、正規職員に登用すること、及び当該 8 人以外の 4 人のほか、新たに 5 人を、窓口専門職員（会計年度任用職員）として採用することを予定しているものの、正規職員への登用を行った場合には、当該人員について、現に市民サービス部に配置している正規職員と置き換えることとしている。

したがって、これらのことによても、市民サービス部における職員数が増員にならないものである。

(3) 一方、今般、減額の修正がされたのは、窓口専門職員（会計年度任用職員）17 人分の報酬に係る予算であるが、当該予算が減額されると、市民サービス部全体の職員数が不足することは明白であり、市民サービス部における窓口業務の遂行に著しい支障を生じ、加えて、職員に多大な超過勤務を強いる、といった事態を招くことになる。

現在、全庁を挙げて、市民サービスの充実を目指し、「望まない残業を無くす」ことを進めているなかにあって、それは断じて容認できない。

以上により、再議に付するものである。